

平成28年度第3回 新居浜市国民健康保険運営協議会 議事録

1 日 時 平成29年1月27日（金） 13:30～14:30

2 場 所 新居浜市役所 4階 41会議室

3 出席者（委員）

被保険者代表	安藤 秀夫 藤本 幸恵 明石 千鶴子 三木 由香里
保険医又は保険薬剤師代表	山内 保生 村上 宏之
公益代表	真木 増次郎 岩本 和強 伊藤 謙司 頼木 熙子
被用者保険等保険者代表	井原 織江 山内 智弘
事務局（市）	岡部福祉部長 井上国保課長 飯尾主幹 野藤副課長 藤縄副課長 佐薙係長 岡田係長 飯尾係長

4 欠席者（委員）

保険医代表 知元 正行 北村 好隆

5 傍聴人

0名

6 議題

- (1) 平成29年度国民健康保険事業計画案及び国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算案について
- (2) 平成29年度国民健康保険料について
- (3) その他
国民健康保険被保険者証の有効期限

事務局

定刻がまいりましたので、ただ今から平成28年度第3回新居浜市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日は、知元委員さん、北村委員さんから欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。本日、この会議は、新居浜市国民健康保険条例施行規則第6条に規定されておりますように「全委員の2分の1以上、かつ、各代表委員1名以上の出席」の条件を満たしており、会議は成立していることをご報告いたします。

議事に先立ちまして、議事録署名人の決定を行います。今回は被保険者を代表する明石委員さんと公益を代表する村上委員さんをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

両委員さん、よろしく申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、岡部福祉部長より一言ご挨拶を申し上げます。

(部長挨拶)

続きまして、真木会長さんにご挨拶をお願いします。

(会長挨拶)

ありがとうございました。

続きまして、議事に入りますが、新居浜市国民健康保険条例施行規則第5条の規定により、真木会長さんに、議事の進行をお願いいたします。

会長

それでは、第1号議案「平成29年度国民健康保険事業計画案及び国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算案について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

課長

平成29年度新居浜市国民健康保険事業計画(案)について、ご説明申し上げます。資料1をご覧ください。

平成29年度の国民健康保険事業の運営にあたりましては、(1)国保の県単位化へ向けての円滑な導入(2)国民健康保険料の適正な見直し(3)収納率向上対策事業(4)給付事業の円滑な推進(5)被保険者資格の適用適正化事業(6)医療費適正化事業(7)保健事業(8)広報啓発事業に、重点を置いて取り組んでまいります。

(1)国保の県単位化へ向けての円滑な導入については、愛媛県と県内市町とで、現状把握・認識共有を行い、愛媛県が策定する国保運営方針を検討する会議へ参加するとともに、自庁システム改修等を行い、資格管理、保険給付、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き実施してまいります。

(2)国民健康保険料の適正な見直しについては、適切な歳入・歳出予算の分析に基づいて、適正な加入者負担による保険料率の設定を行います。

また、平成29年度に低所得者の保険料軽減の見直しとして、応益分の2割軽減と5割軽減の軽減判定所得の引き上げが予定されているため、システム変更など所要の措置を適切に講じるとともに、被保険者への周知を図ってまいります。

(3) 収納率向上対策事業については、①口座振替の加入促進 ②申告に基づく国保料軽減の可否等の適切な賦課 ③滞納者の財産調査等を実施して、適正な滞納処分の実施等に取り組みます。

また、給与支払先や取引先に調査を行い、差押になる前の最終催告書の送付につきましても引き続き行います。

(4) 給付事業の円滑な推進として、70歳以上の外来療養に係る高額療養費の自己負担限度額については、平成29年8月から現役並み所得者に係る自己負担限度額を、現行の44,400円から57,600円に引き上げ、一般所得者に係る自己負担限度額を、現行の12,000円から14,000円に引き上げ、新たに年間上限144,000円となる予定です。

また、70歳以上の世帯合算による高額療養費の自己負担限度額については、一般所得者に係る自己負担限度額を、現行の44,400円から57,600円に引き上げ、新たに、多数回該当の自己負担限度額を44,400円となる予定です。なお、非課税世帯については、据え置かれる予定です。この高額療養費の見直しに合わせて、高額介護合算療養費制度についても、平成30年8月から見直される予定となっています。

また、65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費について、医療区分Ⅰは1日当たり370円、医療区分Ⅱ・Ⅲは1日当たり200円となる予定です。ただし、難病患者については、0円で据え置かれる予定です。

(5) 被保険者資格の適用適正化事業については、未納保険料の縮減にもつながることから、①資格適用の適正化対策、②退職被保険者にかかる適用、③未申告者対策に、取り組んでまいります。

(6) 医療費適正化事業については、①非常勤職員3名体制のレセプト点検による適正な医療費の支出 ②重複服薬者に重点を置いた重複受診者への訪問指導 ③「ジェネリック医薬品お願いカード」の国保加入世帯全戸配布及び年6回のジェネリック医薬品利用差額通知 ④年6回の医療費通知に取り組んでまいります。

(7) 保健事業については、①特定健康診査・特定保健指導の実施 ②データヘルス計画の推進 ③脳ドック検診に取り組んでまいります。

特定健康診査・特定保健指導につきましては、特定健康診査の受診率の向上及び効果的な実施に取り組んで、次期新居浜市特定健康診査等実施計画を策定いたします。

データヘルス計画の推進につきましては、平成28年度から、本計画に基づいて、被保険者の健康増進、健康格差の縮小を目指して、生活習慣病の発症予防及び重症化予防等の保健事業に取り組んでおり、平成29年度も引き続き実施してまいります。

発症予防については、「第2期新居浜市特定健康診査等実施計画」と整合性を図って、特定健診未受診者対策や効果的な特定保健指導の実施に取り組めます。

重症化予防については、高血圧、脂質異常、糖尿病の減少を目的に、健診結果に基づいた個別の保健指導等、保健事業に取り組めます。

また、新たに、新規人工透析導入者の減少を目的に、糖尿病性腎症重症化予防事業

に取り組みます。

脳ドック検診は、脳血管疾患等の早期発見・治療を目的に実施し、費用の助成を行います。

(8) 広報啓発事業は、市民に国民健康保険制度に対する理解や関心を持ってもらうために、①「みんなの国民健康保険」の配布 ②市政だよりの掲載 ③インターネットの活用等に取り組んでまいります。

「みんなの国民健康保険」は、国民健康保険料、国保制度、資格・適用関係及び特定健康診査等の記事を掲載しており、年に2回、国民健康保険加入全世帯に配布してまいります。

また、市民への国保制度等の周知啓発につきましては、市政だより及び市のホームページを活用して行ってまいります。

続いて、平成29年度国民健康保険事業当初予算編成方針(案)及び平成29年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算(案)について、ご説明申し上げます。資料2及び資料3をご覧ください。

国民健康保険事業につきましては、保険給付費及び介護保険に伴う介護給付費納付金のほか、平成20年度から制度改正により開始されております後期高齢者支援金及び前期高齢者の財政調整制度である納付金、特定健康診査などの保健事業に必要な支出額を計上し、これに見合う公平で適正な保険料の負担により予算編成をするのが原則となっております。

平成29年度の予算編成につきましては、平成22年度に医療分の保険料を改定して以降、増加する保険給付費や後期高齢者支援金分と介護給付費納付金に見合う保険料を設定する必要が生じていますが、国保の構造的な問題である低所得者が多く、年齢構成が高い被保険者の負担増をさらに生じさせないため、平成29年度についても、国保財政調整基金を取崩すことにより、保険料率を据え置く形で、収支を整えたものとなっております。

資料3、平成29年度国民健康保険(事業勘定)歳入・歳出予算の主な項目につきまして、ご説明申し上げます。また、資料2の予算編成方針につきましては、合わせてご覧ください。

まず、事業勘定表の左側の歳出についてですが、総務費、人件費等の一般管理費、国民健康保険団体連合会分担金などの総務費となっております。なお、平成30年度の広域化に向けたシステム改修費用などから2,979万円の増となっております。

保険給付費は、国保の歳出では、最大のウェイトを占めております。療養給付費につきましては、平成28年3月から10月の療養給付実績に基づき算定し、高額な薬価の引き下げに伴う減額分及び、本市の子ども医療費助成制度拡充に伴う増額分を見積もり、一般被保険者分については、保険者負担額として83億9,200万円を見込んでおります。

退職被保険者分につきましては、制度変更により平成27年度以降、新たな新規退職適用者が発生せず、65歳到達により一般被保険者に変更していくことから、被保

険者数を650人と推計し、保険者負担額として1億6,800万円を見込んでおります。

次に、高額療養費につきましては、平成28年3月から10月の実績に基づき算定し、高額な薬価の引き下げに伴う減額分及び、平成29年8月からの高額療養費制度改正による減額分を見積もり、一般被保険者の保険者負担額として、14億3,720万円を見込み、退職被保険者分としては、4,427万円を見込んでおります。

次に、後期高齢者支援金につきましては、医療費拠出金として、平成27年度精算分を含め、14億4,675万9千円を計上しており、前年度と比較して2,850万2千円の減額になっております。

次に、介護給付費納付金につきましても、後期高齢者支援金と同様に平成27年度精算分を含め、4億6,549万3千円を計上しており、前年度よりも1,240万円の減額となっております。

次に、共同事業拠出金のうち共同安定化拠出金につきましては、平成27年度から算定方法が変更され、対象となるレセプトが30万円超から、すべてのレセプトが対象となりましたが、高額医療費拠出金と合わせて、共同事業拠出金は287万5千円増の33億395万円を計上しています。

保健事業費につきましては、特定健康診査等事業費7,233万3千円、保健衛生普及費2,021万1千円、諸費1,940万円を計上し、総額で1億1,194万4千円となっております。

公債費につきましては、平成22年度に借り入れしました県の広域化等支援基金2億5千万円の返済を、平成24年度から平成28年まで5年間で返済し、完済しておりますことから、平成29年度は計上しておりません。

予備費につきましては、財政運営上のアクシデントに備えるため計上すべきものですが、収支を整えるため、当初予算では捻出できず、未計上となっております。

以上、平成29年度当初予算の歳出合計は、157億8,992万6千円で、平成28年度当初予算の154億3,937万5千円に対し、3億5,055万1千円の増額となっております。

次に、右側の歳入についてご説明いたします。

まず、国民健康保険料のうち、医療分の保険料につきましては、平成28年度の決算見込み保険料調定額を基に、被保険者数の減少等を見込んで算出しますが、一般被保険者の保険料調定額に予定収納率を乗じて得た額14億1,229万円を計上しております。退職被保険者分も保険料調定額に予定収納率を乗じて得た額3,658万7千円を計上いたしております。滞納繰越分といたしましては、保険料調定額に予定収納率を乗じた額、一般被保険者分4,394万9千円、退職被保険者分96万9千円を計上しております。後期高齢者支援金分及び介護分も医療分と同様に算出し、全体で20億2,192万2千円となり、前年度より5,564万3千円の減額となっております。

次に、国庫支出金ですが、国庫負担金のうち、療養給付費等負担金の一般被保険者

分につきましては、保険給付費全体の中から前期高齢者交付金と、基盤安定繰入金の2分の1を控除した額の32%が負担金となっており、老人保健拠出金分1千円を含め、17億7,452万4千円と見込み、後期支援金負担金分では、4億4,592万9千円、介護納付金負担金分としては、1億4,897万2千円、全体では23億6,942万5千円を見込んでおります。

次に、国からの補助金であります。

財政調整交付金につきましては、保険給付費等の増に伴う補助金、新たに申請を行う補助金等の増に伴い、2億8,198万7千円増の、12億8,739万7千円を見込んでおります。

次に、前期高齢者交付金につきましては、国からの通知を基に試算したところ、2億6595万4千円増の43億3,606万6千円を見込んでおります。

次に療養給付費等交付金につきましては、退職者医療制度に要する費用の一部について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、退職被保険者等に係る療養給付費、療養費、高額療養費及び移送費の見込額から介護分を除いた保険料の見込額を控除した額及び退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額の合計、2億1,335万2千円を見込んでいます。

次に都道府県財政調整交付金につきましては、市町村の国保財政の安定化における都道府県の役割・権限の強化を図るために平成17年度から設けられ、平成24年度より7%から9%へと交付割合が上げられておりますが、平成27年度交付金を基に試算し、6億1,313万4千円を見込んでおります。

次に共同事業交付金につきましては、1件80万円以上の高額医療費が対象となる高額医療費共同事業交付金、及びそれ以外のすべてのレセプトが対象となる保険財政共同安定化事業交付金については、国民健康保険団体連合会より交付されるもので、最終的には平成29年度の一般被保険者の医療費により、交付額が算出されることとなり、国保連合会の試算に基づき34億3,470万1千円を計上しております。

次に、その他一般会計繰入金につきましては、一部負担金の割合を減じる等いわゆる地方単独事業の実施により減額される国庫負担金相当分について、少子化対策及び社会的弱者支援として、保険料負担の軽減を図る観点から、7,406万1千円を計上しており、一般会計繰入金全体では、総額11億7,234万6千円を計上しております。

以上、歳入分について、保険料、国・県の支出金、各医療保険者間の財政調整である前期高齢者交付金、退職者医療制度に基づく療養給付費等交付金、あるいは共同事業、一般会計繰入金などを計上した結果、なお、発生する歳入の不足分について基金繰入金として、7,847万円を計上しております。これが、国民健康保険財政調整基金からの取り崩しということになります。

歳入合計は、総額で157億8,992万6千円となっており、前年度より3億5,055万1千円の増額となっております。

以上で、平成29年度国民健康保険事業特別会計歳入・歳出予算(案)の説明を終

わります。

会長

質疑については、第2号議案と関連があるため、まとめて行いたいと思います。
次に、第2号議案「平成29年度国民健康保険料について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

課長

平成29年度国民健康保険料について、ご説明いたします。資料4をご覧ください。
前回の会議におきまして諮問いたしました「国民健康保険の保険料について」の答申書案としまして、平成29年度の保険料率を医療分、後期高齢者支援金等分、介護分いずれも平成28年度と同率に据え置きとすることとして、案を作成しております。
それでは、据え置きの理由について、何点か説明させていただきます。
財政調整基金につきましては、平成28年度末の基金残高が7,847万円となり、平成29年度予算に組み込めること。
次に、平成22年度に借入れをした、県の広域化等支援基金2億5千万円の返済が平成28年度で終了したこと。
前期高齢者交付金について、平成27年度交付金の精算により、2億6,595万4千円前年度より増加すること。
国の財政調整交付金のうち、特別調整交付金について、新たに申請を行う補助金等により、約1億2千万円の増加が見込まれること。
また、平成30年度の市町村国保の都道府県化に向け、国は引き続き、保険者支援制度の拡充として1,700億円の公費を投入すること。
このような状況の中で、平成29年度予算案は、一般会計からの繰入金と財政調整基金の取崩しにより収支を整えることができました。
一方、平成30年度以降については、平成28年度の決算状況を踏まえて、保険料改定等について、庁内協議、そして国保運営協議会でのご審議を行いたいと考えており、平成29年度については保険料率の引き上げは行わず、平成28年度の料率と同率に据え置こうとするものでございます。
引き続き、前回の協議会でご質問を受けました「被保険者の推移と県内の繰入金等の状況」につきましてご説明申し上げます。資料5をご覧ください。
平成27年3月31日で、退職者医療制度が廃止となり、平成27年4月以降、新規の適用者が発生しなくなったため、平成27年3月の被保険者数1,504人は、毎月減少して、平成28年11月には663人という状況になっています。
次に、愛媛内11市の一般会計法定外繰入金の、被保険者一人当たりの金額についてですが、平成25年度は、新居浜市8,315円、松山市6,022円、今治市3,407円、西条市5,171円、宇和島市0円、四国中央市2,910円、大洲市1,879円、西予市1,552円、八幡浜市1,208円、伊予市8,175円、東温市0円という状況でした。
平成26年度は、新居浜市8,901円、松山市6,782円、今治市2,786

円、西条市1, 790円、宇和島市0円、四国中央市3, 181円、大洲市2, 985円、西予市9, 602円、八幡浜市1, 064円、伊予市3, 682円、東温市0円という状況でした。

平成27年度は、新居浜市11, 199円、松山市7, 417円、今治市2, 965円、西条市27, 956円、宇和島市0円、四国中央市4, 659円、大洲市10511円、西予市8, 296円、八幡浜市1, 138円、伊予市30, 795円、東温市0円という状況でした。以上で説明を終わります。

会長 第1号議案及び第2号議案について、質疑はありませんか。

岩本委員 資格適用の適正化の取り組みについて教えてください。

課長 国保から社会保険に加入した方は、国保資格喪失の届出が必要ですが、社会保険に加入した方の中には、「自動的に国保資格が切れる。」と思っている方がいらっしゃいます。そのようなことが予測される方については、調査を行い、給与や社会保険料の支払い状況によって、国保資格の喪失を図っています。

また、そうすることで未納保険料の縮減を図ることができます。

岩本委員 ありがとうございます。

次に、未申告対策について教えてください。所得申告は義務付けではないのですか。

課長 税金につきましては、非課税の方が所得未申告となっており、税金がかからないから未申告となっています。

国保料算定につきましては、税情報を使いますので、所得情報が国保課に入ってきますが、未申告者については所得情報が入ってきません。税金がかからない所得未申告者についても、所得の申告をしてもらうことで、保険料の軽減措置をとっている関係上、たとえ所得が0円でも、所得申告のない方の所得把握が必要となっています。

会長 国保資格を切らないまま、社会保険に加入していても、国保料は納めなくていいのでしょうか。

課長 国保資格の喪失届をしていただかない限り、保険料は賦課し続けます。

社会保険に加入していて、国保料も支払っていることが明らかな場合は、国保資格喪失の手続きをすれば、社会保険に加入した時点にさかのぼって保険料を精算し、払い戻しを行っています。

会長 ほかにありませんか。

伊藤委員	医療費適正化事業として取り組んでいる、重複受診者等に対する訪問指導の昨年度の実績について教えてください。
課長	平成27年度の実績は19件で、そのうち重複受診が5件、頻回受診が14件という状況でした。平成28年度は今のところ8件実施しており、重複受診7件、頻回受診1件という状況です。 事業効果につきましては、ご本人の意識を変えるということは難しく、著明な効果が出せていないのが実情です。
伊藤委員	スタッフの人数等の事情もあるとは思いますが、平成29年度は重点を置いて取り組まれるようなので、もう少し訪問件数を上げてください。 次に、「ジェネリック利用お願いカード」を全戸配布されているようですが、配布方法を教えてください。
課長	13名の徴収員が、7月に、国保加入者向け広報紙「みんなの国保」を国保加入全世帯に配布するのに合わせて配布しております。 また、新規加入者については、加入手続きの際に、窓口で配布しております。
伊藤委員	13名で、全戸に配布しているのですか。
岩本委員	徴収員が保険料を徴収するために回っている世帯に、配っているんですね。
課長	徴収員が、回っている世帯だけでなく、国保加入全世帯を回って配布しております。
岩本委員	徴収員の人数が減っていると思うのですが、徴収員の人数の推移について教えてください。
課長	平成20年度の後期高齢高齢者医療制度等の創設等により、国保加入者数が減少したため、平成20年度18名から現在13名となっています。
岩本委員	口座振替で保険料を支払う方が増えれば、徴収員の人数はさらに少なくても対応できと思うのですが。 また、保険料口座振替の勧奨はどのようにしていますか。
課長	国保加入の手続きに来られた時に、口座振替をお勧めしています。 また、徴収員も口座振替の勧奨を行っていますが、定期的に訪問し、対話することによって支払ってくださる方もいらっしゃいますので、そういう意味では徴収員の果たす役割も貴重なものだと思っております。

安藤委員 基金の繰り入れについてですが、基金の残金7,847万円を、全て平成29年度予算に取り崩してしまうと平成30年度以降の財源に、不安はないのでしょうか。

課長 平成28年度末の基金残額は7,847万円を見込んでいます。この基金の全額を平成29年度予算のために、取り崩しますので、平成29年度末は基金が0円となります。

このような状況での平成30年度の財源運営についてですが、平成28年度の決算が平成29年5月に確定いたしますが、その状況を踏まえ、必要であれば、保険料改定等について、協議・審議等を行いたいと考えております。

会長 ほかにありませんか。なければ以上で質疑を終わります。

続きまして、討論に入ります。

(討論なし)

会長 それでは、第1号議案「平成29年度国民健康保険事業計画案及び国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算案について」、第2号議案「平成29年度国民健康保険料について」は、原案どおり承認してよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員により、第1号議案、第2号議案につきましては、原案どおり承認することに決定しました。

会長 次に、「その他」として事務局から何かありませんか。

課長 それでは、国民健康保険被保険者証の有効期限についてご説明いたします。資料6をご覧ください。

平成30年4月からの都道府県単位化に伴い、平成30年以降は、保険証の更新時期を、毎月8月1日に変更します。そのため、今回、平成29年4月発行の保険証については、有効期限を延長し、平成30年7月31日までといたします。

合わせて、来年平成30年8月発行の保険証から、70歳以上の方の高齢受給者証については、保険証と一体化する予定にしています。事前にお知らせしておきます。

会長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

これもちまして、運営協議会を終了いたします。

以上のとおり会議の顛末を記録し、相違ないことを証明し、押印します。

平成29年1月27日

新居浜市国民健康保険被保険者代表委員 明石千鶴子 ㊟
 新居浜市国民健康保険保険薬剤師代表委員 村上宏之 ㊟